

2010（平成 22）年度

年度計画

自 2010（平成 22）年 4 月 1 日
至 2011（平成 23）年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

目次

I.	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
1.	効率化目標の設定及び総人件費改革.....	1
2.	費用対効果の分析への取組.....	1
3.	柔軟かつ機動的な組織運営.....	1
4.	民間委託（外部委託）の拡大.....	2
5.	随意契約の見直し.....	2
6.	資産の有効活用等に係る見直し.....	2
7.	情報化.....	2
8.	官民競争入札等への対応.....	3
II.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置等.....	3
1.	我が国の中小企業等の国際ビジネス支援.....	3
〔1〕	輸出促進.....	3
〔2〕	在外企業支援.....	11
〔3〕	国際的企業連携支援.....	14
2.	対日投資拡大.....	18
3.	開発途上国との貿易取引拡大.....	20
4.	調査・研究等.....	22
〔1〕	調査.....	22
〔2〕	研究.....	27
〔3〕	情報発信.....	36
〔4〕	貿易投資相談.....	38
III.	財務内容の改善に関する事項.....	41
1.	自己収入拡大への取組.....	41
2.	決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	41
IV.	予算、収支計画及び資金計画.....	41
V.	短期借入金の限度額.....	41
VI.	重要な財産の処分等に関する計画.....	41
VII.	剰余金の使途.....	42
VIII.	その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	42
1.	施設・設備に関する計画.....	42
2.	人事に関する計画.....	42

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「機構」という）は、行政改革での議論を十分踏まえ、効果的・効率的な事業実施を行う観点から、第二期中期目標や経済産業省独法評価委員会ジェトロ部会で提示されたPDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者の不満・クレームの業務改善への活用、サービス非利用者へのアプローチを通じた業務改善と利用者の一層の拡大等を積極的に図る。

1. 効率化目標の設定及び総人件費改革

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、一般管理費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う業務についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。平成22年度においても、目標の達成に向け適切に対応する。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を行うとともに、役職員の給与・待遇に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。更に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するため、平成22年度も適切に対応する。

2. 費用対効果の分析への取組

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。

3. 柔軟かつ機動的な組織運営

機構本部及びアジア経済研究所（以下「研究所」という）、国内事務所、海外事務所間における、情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、より事業の効率的実施が可能な組織設計を行う。研究所の有する能力を最大限発揮するため、種々の研究課題に柔軟に対応する。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。

また、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日）」の中で「組織の見直し」として、機構に対して以下の通り指摘がされた。

- ① 国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする。
- ② 海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする。
- ③ 日本政府観光局等の海外事務所との業務連携を強化する。

これらの指摘を十分に踏まえつつ、一層の内外ネットワークの有機的連携や他機関との事業面での協力を行うこととする。

4. 民間委託（外部委託）の拡大

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化などを進める一方で、積極的に外部委託を図る。「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間委託の拡大に向けた環境整備を積極的に推進する。

5. 随意契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて、新たに策定する「随意契約等見直し計画」を踏まえ、契約は真にやむをえないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）によるものとし、随意契約の割合を厳正にチェックするなど随時フォローアップを実施する。また、透明性の確保等の観点から、契約締結の状況を月毎にウェブサイト上で公表する。さらに、一般競争入札等についても、一層の競争性を確保し、一者応札・一者応募の改善に努める。

6. 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する会議室等について、一般利用への開放等により、引き続き、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る。

7. 情報化

ジェットロ共通システム基盤の最適化計画に基づき、工程表に沿って着実に最適化プロセスを実行すると同時に、評価、改善を通じたPDCAサイクルを実施することによってシステム基盤の高度化を図る。平成22年度においては、LANシステム更改を行う。

また、政府の情報セキュリティ基本計画に基づき策定した情報セキュリティ規程を遵守し、機構の業務・システム最適化取組方針に基づきCIO補佐官を活用するなどして、業務効率化・高度化を図る。加えて、中長期を見据え、外部委託の拡大とともに、機構における情報化人材の確保・育成に努める。

- (1) 利用者の利便性向上のため、ウェブサイトのデザイン、コンテンツ、機能の改善を進める。
- (2) 各種データベースについては、利用者の利用状況の把握・分析や利用者の意見を踏まえ、その内容を充実させる。

- (3) 内部の管理業務等については、「人事給与システム」のさらなる活用などにより、引き続き作業の効率化や業務における部署間の連携が円滑に行われるよう体系的整理を行い、改善を図る。
- (4) 予算管理会計システムについて機能要件等を定め、開発企業を選定し、開発に着手する。
- (5) 国内中小企業の相談業務を海外事務所が直接受けるなど国内外事務所のコミュニケーションを円滑化し、促進を図る。業務効率化・高度化を図るために導入した T V 会議システムの活用。
- (6) 既存の業務管理システム及び「イントラネット・ポータルサイトの在り方に関する方針」に沿った対応を行う。特に顧客情報管理システムについては、システムの刷新構築、データ移行を行い、新システム導入・運用に向けた準備を進める。

8. 官民競争入札等への対応

「独立行政法人整理合理化計画」における機構に対する指摘（「事務・事業の見直し」）並びに「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、以下の事業・業務を官民競争入札等の対象とすることが定められたことを受け、平成 21 年度までに対応した①、②、③、④に続き、平成 22 年度においては、引き続き⑤について所要の対応を行う。

- ① 外国企業誘致担当者育成事業
- ② 見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運營業務
- ③ ビジネスライブラリーの運營業務
- ④ 研究所図書館の運營業務
- ⑤ 環境関連ミッション受け入れ事業

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

1. 我が国の中小企業等の国際ビジネス支援

〔1〕輸出促進

●輸出促進（農林水産を除く）

（1）基本方針

① 情勢認識

リーマン・ショックに端を発した世界的な景気低迷は最悪期を脱したとの見方もあるが、世界経済は各国の経済政策の効果によって支えられている部分が多く、さらには世界需要の本格的な回復が見込まれないと予測されるなど、先行きは不透明な状況にある。

わが国経済も外需低迷による大幅な輸出の減少で大きな打撃を受けており、とくに

地域経済の基盤を支える中小企業は、世界的な景気後退の影響とともに、少子高齢化に伴う国内市場の縮小・変化といった問題に直面している。

このような状況の中、我が国中小企業が持続的な発展を遂げ、地域経済の屋台骨の役割を果たしていくには、国内市場で培った高い技術、ノウハウを武器に海外の有望市場に打って出て、新たな市場、顧客を開拓する必要に迫られている。

我が国政府は、「新成長戦略」に基づくアジアの活力の取り込みや「中小企業の海外販路開拓支援プログラム」など中小企業の海外販路開拓を重要政策課題の一つと位置付けるとともに、経済危機を乗り越えるための緊急対策や、危機後を見据えた新たな需要の創出などにも取り組んでいる。

機構としては、こうした政府の一連の施策を踏まえ、国内外のネットワークを活かした中小企業等の海外販路の開拓支援をこれまで以上に強力で推進することが求められている。

とりわけ、今後の成長市場であるアジアを中心とした新興国では中間所得者層が急速に拡大していることから、依然としてデザイン、コンテンツ、ファッション等の分野で全世界の発信拠点である欧米市場をターゲットとすることに加えて、直接、市場を開拓することが必要とされる新興国のボリュームゾーンの市場獲得が急がれる。

② 事業の企画・実施に係る考え方

平成 22 年度は、こうした機構に対する期待を踏まえ、(イ) 成長市場であるアジアを中心とした新興国及び成熟市場である欧米主要国における市場開拓に資する情報と商談機会の提供、(ロ) 中小企業の海外販路開拓のための海外コーディネーター等の海外ネットワークの整備、(ハ) さらには地域のオンリーワン企業や機構、経済産業局、中小企業基盤整備機構が一体となって支援するグローバル PT 支援対象企業など地域経済を支える中小企業への個別支援を強化する。

重点分野としては、今中期目標に掲げられている地域産品・デザイン、繊維・アパレル、コンテンツ、環境・省エネ関連製品を含む機械・部品、食品の各分野を継続する。また、今後、日本企業の参入が活発化すると見られるアジアの消費市場、サービス市場、ネット通販市場の動向については、関係部と協力しつつ情報収集を行い、関連事業の実施可能性を検討する。

海外市場開拓に資する商談機会の提供については、海外見本市への出展、輸出促進ミッションに加え、バイヤー招聘を新たに実施し、商談機会の提供を強化する。

また、こうした商談を下支えするため、海外コーディネーター等を軸とした海外ネットワークの整備を行い、マーケット情報の収集・提供、マッチング支援を行うとともに、地域の有望中小企業、オンリーワン企業等に対しては、輸出有望案件発掘支援事業を活用した個別企業支援を行う。

なお、これら事業の実施に際しては、全国レベルの業界団体、経済団体等に加え、貿易情報センターを通じ、経済産業局、地方自治体、産地の業界団体、金融機関等との積極的な連携を図り、地域の有望中小企業やオンリーワン企業等の掘り起こしに努めるとともに、海外のコーディネーターと、国内の輸出有望案件発掘専門家等のバッ

テリー機能を活かした事業展開を行う。

日本ブランドの発信については、従来の展示会への出展、海外でのイベントや、有識者招聘などに加え、我が国産品が、より身近な存在と認知され、海外消費者の様々な生活シーンに取り入れられるよう、現地の有力デザイナー、小売流通業者、ジャーナリストなどの有識者に対する情報発信活動、あるいは有識者とのタイ・アップ事業の実施等を検討する。

さらに、日本そのもの、または日本製品・産業に対するブランドイメージの定着と向上は、我が国中小企業等による海外市場の開拓をスムーズに進める上での基盤となることから、経済産業省の「感性価値創造イニシアティブ」（平成 19 年 5 月）も踏まえ、平成 21 年度に引き続いて「日本製品にこめられた感性価値と技術力の融合」をアピールしつつ、日本製品の魅力を訴求する事業を展開する。

なお、国内において、各種事業の効率的かつ効果的な実施に向け、貿易情報センターの海外市場開拓事業担当者の会議を実施するとともに、地域発の事業に対応するため海外市場開拓イニシアティブ支援プログラムの活用を図る。

（２） 活動方針

上記の基本方針を踏まえ、平成 22 年度は以下のプログラムを実施する。平成 22 年度は、厳しい経済環境下において、なお、成果の拡大、予算・人的資源の有効活用の観点に立ち、従来から継続して実施している事業については、基本方針に即した見直しを行った上で、真に必要な事業に限定する。

① 海外コーディネータープログラム

平成 21 年度に引き続き、海外有望市場において、現地マーケット情報、バイヤーネットワークに精通した人材をコーディネーターとしてリテインし、輸出引き合いに関連する情報の収集と提供、バイヤーの斡旋等のマッチング支援を実施する他、当該市場のニーズ情報を収集し、国内関係者に対して提供することにより、個別輸出案件の斡旋・成約支援を提供する。支援対象分野は、地域産品、ファッション・テキスタイル、コンテンツ、食品、機械・機器・部品分野、環境・省エネ関連分野を主とし、地域としてはアジアおよび新興市場の情報提供を充実させると同時にアジア、北米を中心に我が国製品の売り込みを支援する。

また、中小企業応援センターなど国内関係機関に寄せられる情報照会に対しても、各地の貿易情報センターを介して積極的に対応する。

② 輸出有望案件発掘支援プログラム

平成22年度は、全国に配置した15名の輸出有望案件発掘専門家を活用し、各地の関係機関や海外コーディネーター等との連携を図りつつ、機械・部品、繊維、伝統産品・和雑貨、環境・バイオ・福祉、食品の各分野において、優れた技術や製品を持ちながら、経験・ノウハウ・人材の不足等から海外市場の開拓に躊躇している地域の中小企

業を発掘し、輸出意欲を喚起するとともに、発掘した企業の製品特性等に合わせた個別の商談支援を提供する。

さらに、平成21年度に引き続き、海外事務所においては、成約効率を高めるためのバイヤーの事前スクリーニング及びモニタリング調査を実施し、本部・大阪本部、各貿易情報センターにおいては、現地商談に随行した職員等による海外市場の動向等についての報告会、成功事例集の作成およびその補助等を行い、各地域に密着した支援及び成果普及活動を行う。

③ 海外バイヤー招聘プログラム

地域産業界等の要望を踏まえて、海外から有力バイヤー・有識者等を招聘し、海外販路開拓に積極的に取り組む意思のある我が国中小企業との個別商談マッチングを行うとともに、海外市場のトレンドや販路開拓ノウハウ等を直接取得できる機会を提供する。

④ 輸出促進ミッションプログラム

アジアを始めとする新興市場や、欧米、アジアといった有望市場を対象として、中小企業から成るミッションを派遣し、現地の生のマーケット情報を提供すると同時に、商談会の開催等によって具体的なビジネスの場としても活用してもらう。ミッション派遣にあたっては、必要に応じて他支援機関等とも連携を図るとともに、自治体、地域の業界団体等が主催するミッション派遣への協力を行い、地域の中小企業の海外市場開拓支援に積極的に取り組む。

⑤ 販路開拓プログラム（アジア等新興市場開拓を含む）

国際競争力と海外販路開拓意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業等に対し、海外での見本市・展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。

海外市場開拓の重点産業分野における海外見本市・展示会の中で、数多くのバイヤーが来場し、高いビジネス成果が期待され、且つ日本企業の大きな消費市場となりうる地域で開催される専門見本市へのわが国中小企業等の出展を支援する。

具体的な産業分野として、繊維分野でアパレル・テキスタイル等の欧州での専門見本市、デザイン分野においては欧州及び北米市場の高級消費財等の専門見本市を対象とすると共に、機械・部品分野では自動車や工作機械等を対象に主にアジア地域における展示会への参加、開催を行なう。

さらに、今年度の補正予算で実施した「地域重点型海外見本市出展緊急支援事業」で重点分野として取り上げた医療・福祉機器分野については、引き続き、欧州又は、米国の専門見本市への出展支援を継続する。

⑥ 日本ブランド発信プログラム

平成 21 年度に引き続き、従来の内需志向型産業分野、あるいは中小企業性の高い製品分野であり、また、我が国のソフトパワーをビジネスにつなげることができる分野として、(イ) コンテンツ、(ロ) 繊維 (テキスタイル、アパレル・ファッション)、(ハ) 地域産品 (特に新製品・デザイン開発等により新規市場開拓が喫緊の課題であるもの) を対象とする。

具体的には、付加価値の高い日本製品に適応した購買力があり、かつ日本文化に対する理解が一定の広がりを見せる北米、欧州を中心とした海外市場において、現地に拠点を構える機構ならではのネットワーク力、情報収集・発信能力、イベント企画・運営能力を活かした有力見本市における各種イベントの開催等を通じ、当該製品や業界全体のイメージ、認知度を高め、取引機会や販路の拡大につながる事業を実施する。また、海外コーディネータープログラム、ジャーナリスト等の有識者招聘によって、海外の有望市場に我が国の製品、産業の魅力を効果的に伝えるためのネットワークの構築を図る。

このほか、上記に加え、我が国産品が、より身近な存在と認知され、海外消費者の様々な生活シーンに取り入れられるよう、現地の有力デザイナー、小売流通業者、ジャーナリストなどの有識者に対する情報発信活動、あるいは、有識者とのタイ・アップ事業の実施等を検討する。

⑦ 感性価値創造展示プログラム

日本政府 (経済産業省) は、我が国産業の競争力の強化を目的とした今後の産業政策の柱として「感性価値創造イニシアティブ」を推進している。具体的には日本の強みである「感性、技術力」を最大限活用し、積極的に海外に打って出るための支援を行うとし、このため日本の感性価値創造の海外への発信の必要性が求められている。こういった背景を踏まえ、海外で開催される高いプレステージを誇るデザイン見本市に参加し、日本の感性価値を総合的に紹介する。

⑧ 地域発海外市場開拓イニシアティブ支援プログラム

地方自治体、地域産品の業界団体等による地域発の海外市場開拓イニシアティブに対し、機構のネットワークによる支援を提供する。各地の貿易情報センターを通じて海外市場開拓案件を募集し、相当の効果が期待できるものについて、本部との協議により具体的な事業計画を作成した上で、貿易情報センター主導により事業を実施する。

こうした活動により、わが国中小企業の海外販路開拓を推進するとともに、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、全体として平成 22 年度 1 年間で 3 万 2,700 件以上の商談を提供し、分野別の目標を次のとおりとする。なお、今後、経済情勢や業界・企業のニーズ等を踏まえ、出展支援を行う展示会等が固まった段階で、その数に応じて、分野別目標件数を調整する。

【内訳】

繊維：4,800 件
デザイン（地域伝統産品含む）：9,400 件
機械・機器・部品：18,500 件

さらに、輸出支援事業（農林水産を除く）の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

●農林水産・輸出促進

（1）基本方針

農林水産分野の貿易の振興に資する、輸出促進を中心にした各種施策を講ずる。

① 情勢認識

近年増加傾向で推移した日本の農林水産物等の輸出は、平成20年に5,078億円（前年比1.6%減）とわずかに減少したが、平成21年（速報値）は前年比12.1%減の4,463億円と大きく減少し、世界的な景気後退の影響が鮮明に現れる結果となった。品目別では、農産物（前年同期比8.2%減）、水産物（同17.0%減）、林産物（同21.4%減）といずれも大幅に減少している。なお、世界的不況の影響でレストランが苦戦する中、中食・内食化が進みファーストフードや持ち帰り寿司が好調で日本食の裾野が広がっているとの見方もあるほか、不況下ではあるものの、平成21年以降も一部で日本食関連の海外での新規出店の動きが見られる。

このように基本的には、世界的な不況という厳しい状況下ではあるものの、一方で平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」においては農林水産物・食品の輸出促進が地域活性化戦略の一つに挙げられているなど、海外市場開拓促進事業に対する政策的要請は引き続き大きいことから、今後、具体的な商談、成約を目指し、一層努力することが望まれている。

特に、一層の市場拡大が見込まれる中国向けの輸出については、現時点では富裕層をターゲットとした高級品の販売が中心となっているものの、将来的には中国全体の所得増加も見込まれることから、このボリュームゾーン向けの商品についても需要拡大の可能性が高まると考えられる。

なお、ボリュームゾーンに関しては、少子高齢化に伴う国内食品市場の縮小が懸念される中、経済成長を背景に富裕層の台頭が著しい東アジアにおいて我が国食品産業の国際競争力を強化する重要性が増しており、この観点から、日本からの輸出のみならず、海外への企業進出を支援していく必要がある。

加えて、「高品質」、「健康」といったキーワードに代表される日本の食材、食文化への関心の高まる中で一般消費者への普及方法が課題となっており、日本料理を学びたいとする需要も高まっていることから、海外の料理学校やシェフとの連携など、効果的な日本食品PRの展開が期待されている。

② 基本的な考え方

日本産農林水産物・食品の海外市場拡大に資する事業をより一層強化するため、調査、ミッション派遣、展示会出展というこれまでの機構の基本的な事業を引き続き実施してい

くとともに、海外からのバイヤーを招聘した国内商談会の開催、試験販売・モニタリング調査の実施、さらには国際的な会議・イベント等の機会に合わせた情報発信等様々な方法を組み合わせることにより、総合的に海外市場開拓促進事業を実施していく。

また、輸出に加えて、新興国等におけるボリュームゾーン向け商品の需要拡大の可能性も念頭に置きつつ、東アジアにおける日本の食品産業の海外展開を支援する。

なお、これら事業の実施に際しては、事業コストに見合った成果を目指してコストパフォーマンスの向上に努め、複数事業を戦略的に組み合わせることやフォローアップの実施によって点から線への事業展開を工夫するとともに、事業と調査の連携を常に念頭に置いて相乗効果を図る。

(2) 活動方針

新たに「海外販路開拓商談会」、「試験販売・モニタリング調査」、「ウェブによる各国制度情報の発信」を加えて、以下の各プログラムを実施する。また、人的な制約条件を勘案し、全体の事業量の調整を図ることとする。

① 農林水産分野に係る調査・情報提供、情報発信

(イ) 農林水産関連調査・情報発信

輸入食品の安全性に対する消費者の高い関心等に応えるため、「海外市場開拓」、「食料需給」、「食の安全」等、海外の農林水産物及び食品産業に関する調査を実施し、成果普及に努める。

(ロ) スポット調査、深堀調査

我が国の生産者・企業の輸出取組を支援するために主要国の農林水産物・食品に関する制度・市場情報を調査し、成果普及に努める。

(ハ) 農商工連携（試験輸出、輸出阻害要因調査）

新興国等における将来的な販路開拓に繋げるべく、実際にサンプルを輸出して当該国の制度・輸入手続き、ロジスティクス等を検証するための調査を実施する。また、企業が実際の輸出ビジネスで遭遇した阻害要因や課題について調査を行い、新規参入者にとってビジネス上の参考となるよう報告書にまとめる。

(ニ) ウェブによる各国制度情報の発信（新規）

上記（ロ）の成果物を中心に、ウェブによる情報発信を積極的に行っていく。

② 海外販路開拓

関係機関・団体や自治体と密接な連携を図りつつ、アジア及び欧米諸国、BRICs等の新興国において各種事業の総合的・戦略的な実施を通じ、我が国の生産者・企業を支援していく。

(イ) 海外展示会出展（中小企業海外展示会、海外ビジネスネットワーク構築委託事業（農

水省受託)

生産者・企業の販路開拓を支援するため、海外展示会において日本パビリオンを出展する。具体的には、FOOD TAIPEI 2010（6月、台北）に出展するとともに、農水省委託事業4件程度に応募して、アジア、北米、欧州での出展を目指す。

(ロ) 海外販路開拓商談会（新規）

アジア、北米、欧州を中心に輸入・流通業者、レストラン関係者等を招聘し、国内各地で商談会を開催する。実施にあたっては、広域的な取組を推奨する。

(ハ) 中小企業輸出促進ミッション派遣

経済成長著しい新興国等へミッションを派遣し、現地市場視察やビジネス関係者との意見交換を行うとともに、ニーズに応じて商談会を開催する。

(ニ) ニッポンブランド支援（農産物・食品のPR等を含む）

地方及び海外事務所が連携して現地状況に応じてきめ細やかに対応する観点から、展示商談会、専門家派遣、セミナー等を国内及び海外で実施する。また、米国最大規模の料理学校が開催する国際会議における幅広い日本食文化の紹介、上海万博に合わせた日本産農水産品の効果的なPRを実施する。

(ホ) 地域発海外市場開拓イニシアティブ支援

地域経済の活性化に繋がる農林水産物・食品の販路開拓を支援するため、地方ニーズに合わせてきめ細やかに対応する観点から、展示商談会、専門家派遣、セミナー等を国内及び海外で実施する。

(ヘ) 試験販売・モニタリング調査（新規）

今後の市場拡大が見込まれる新興国・地域等において試験販売及び消費者モニタリング調査を実施し、その成果普及を通じて今後の海外市場開拓に繋げる。また、輸出促進ミッション派遣と組み合わせるなどして、相乗効果を図る。

(ト) 海外コーディネーターリテイン事業

農林水産・食品分野のコーディネーター15名を各国に配置し、中小企業等からの相談業務、展示会や商談会に合わせた商談支援等を行う。

③ 東アジアにおける日本食品産業の海外展開支援

中国及びアセアン諸国に進出している日系食品関連企業を対象に海外連絡協議会を開催して、これら日系企業が直面するビジネス上の問題点や課題を把握するとともに、円滑な海外事業展開に資するための情報提供等の支援を行い、ビジネス環境を整備し、新たな事業展開や企業進出を促進する。

具体的事業内容としては、機構は同協議会の事務局機能を果たす他、現地調査、セミナ

一開催、販路開拓ミッション派遣等を実施するほか、現地生産品の展示商談会等の新たな支援の導入も検討する。販路開拓ミッションについては、日系進出食品企業の東アジア地域的展開やグローバル展開を図るべく、拠点国（拠点都市）から隣国・第三国（地方都市）への輸出（販売）促進を目的とし面的展開の充実を図る。

こうした活動により、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、食品・農水産品分野において2010年度1年間で9,000件以上の商談を提供する。

さらに、輸出支援事業（農林水産分野）の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔2〕 在外企業支援

（1） 基本方針

金融危機に端を発する世界的な経済の低迷が続く中であって、中間層人口が急速に拡大し、高い成長が期待されるアジア諸国や新興国の市場は我が国企業にとって大きなビジネスチャンスを提供している。とりわけ、東アジア経済が一体化する中で、我が国企業の生産基地が大きく展開するアジア諸国の増大する需要は、「アジア内需」として位置づけられるものであり、我が国経済が中長期的に成長を遂げていくためにも、これらアジアを中心とする新興国の需要をこれまで以上に多角的に丁寧に取り込んで成長につなげていくことが必要とされている。

このような背景のもと、機構は政策実施機関として、海外展開を行う我が国企業の海外事業活動を支援するため、『事業環境整備支援』、『新規市場開拓支援』、『知財保護活動支援』の3つを機軸として、事業を展開する。

第一に、日本企業が海外での事業展開において直面する諸問題を解決するため、進出日系企業の「駆け込み寺」として、法務、労務、税務等の経営上の課題にワンストップで対応し、企業の個別問題の解決を支援する。併せて、在外公館や現地日本商工会議所等と連携した現地での官民対話、政府間協議への積極的な関与・提言等を通じ、進出日系企業のビジネス環境の整備に取り組む。

第二に、我が国企業の海外展開の目的が「新規市場の開拓」を重点とするようになってきていることに鑑み、ビジネスチャンス創出を目指す情報・機会提供にこれまでより一層積極的に取り組むこととする。特に、これまで主として内需に依存してきた小売・流通業やサービス業、地域の中小企業等が市場開拓のための国際展開を志向しつつあることを受け、政府や各支援機関等とも連携を深めつつ、海外での情報提供体制を整備する等、これら企業の国際展開の円滑化に向けた支援に取り組む。

第三に、模倣品・海賊版対策の強化が我が国企業の円滑な国際展開上の重要課題のひとつとなっていることを踏まえ、被害対策に加え、ニセモノの横行を招きかねない各国の制度・運用の改善を働きかけていく。特に、進出日系企業、内外の政府及び知財保護団体と連携し、日本企業が有する知的財産が海外において不公正な扱いをうけ、不利益を被るこ

とがないよう、事業環境の整備に優先的に取り組む。特に、中小企業に対しては、情報提供から権利の取得、権利行使、模倣品対策まで一貫したきめ細やかなサービスを提供することにより、円滑な海外展開を支援する。

事業実施に当たっては、中小企業を中心とする顧客の視点に立って、これまで以上にきめ細かいサービスを提供する。

従来から継続的に実施している事業については、次期中期計画を見据え、企業ニーズや相手国政府との関係等も勘案し、その実施体制の見直しを行う。

(2) 活動方針

① 海外進出日系中小企業等の活動円滑化支援

(イ)世界的景気後退に直面する日本企業を支援するため、アジア諸国や新興国を中心として、欧米等先進国を含む世界各地において、法務、労務、税務等の経営上の課題に対する個別相談や企業ニーズにもとづく情報提供を行う。併せて、海外にて収集された情報を、国内において進出日系企業本社やこれから進出を検討している企業向けに情報提供を行う。

(ロ)アジア諸国や新興国のほか、一定規模以上の進出日系企業数がありながらも、現地ビジネス環境が未整備である国々においては、日系企業が抱える問題点を集約し、在外公館や現地日本商工会議所等と連携した現地での官民対話を積極的に推進するとともに、政府間協議を通じた改善要求を行うための我が国政府への情報提供・提案を行うなど、現地ビジネス環境の改善に資する活動に取り組む。

(ハ)「世界に開かれた国づくり」に向けて、経済連携が加速される中、政府が掲げる EPA 締結国の拡大を踏まえ、二国間、多国間 EPA を活用した国際展開促進に向けた活動に力を注ぐとともに、EPA 締結国との間で開催されるビジネス環境整備小委員会の活動に積極的に取り組む。

(ニ)我が国製造業及び進出日系企業の円滑な部品・素材調達に対するニーズの高い国・地域においては、調達展示商談会の開催等により当該国・地域の企業の部品及び素材調達の円滑化を支援する。

② 新興国等への展開・新規市場の開拓支援

(イ)中堅・中小企業などの関心は高いが独自の情報入手が困難な東アジア、新興国等の投資環境に関する情報ニーズに対応するため、ミッション派遣、投資セミナー開催などを通じて最新の情報を提供し、進出検討中の日本企業を支援する。ミッション派遣にあたっては、必要に応じて他支援機関等とも連携を図るとともに、地域の業界団体等が主催するミッション派遣への協力を行い、地域の中小企業の国際展開支援に積極的に取り組む。

(ロ)進出日系企業による新興国を中心とした新規市場の開拓を支援するため、東アジア、

中東欧、中東、中南米等を対象として、現地でのセミナーやミッション派遣、ビジネスマッチングのための商談会の開催などを行う。

(ハ)タイ、インド、ベトナム等での拠点設立を目指す中小企業等の円滑な事業立ち上げを支援するため、海外ビジネス・サポートセンターならびに中小企業支援センターの積極的な活用を図る。

(ニ)「新規市場の開拓」を目指す進出日系企業を支援するため、企業ニーズにもとづき、新規需要獲得に役立つ市場情報や機会の提供に世界各地において取り組む。

(ホ)日本企業の製造拠点が最も多い中国、ならびに経済成長が著しく、企業の進出や市場開拓の関心の高いインドを重点地域として、進出日系企業による国内販売の拡大や新規マーケットへの進出等、新規市場の開拓に向けた企業の取組への総合的な支援を行う。

③ 知的財産保護事業

(イ)日本企業の海外における知財保護活動を支援するため、政府受託予算を活用しつつ、以下の対策を講じる。(i) 海外でのニセモノ対策に不慣れな中小企業などを対象に模倣品・海賊版対策の基礎情報を提供する。昨今、企業や自治体等の関心の高まっている中国等における商標の「抜け駆け登録問題」については、セミナーでの情報提供や独自資料の配布等を行う。(ii) 法務、知財担当セクションを持つ企業を対象に、海外での知的財産保護について実務情報を提供する。(iii) 国内外において、知財に係わる相談に対応する。(iv) 日本企業の知財保護への取組強化を支援するため、国内においては、引き続き国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) の事務局を担うとともに、経済産業省、特許庁、農林水産省、文部科学省等と連携しつつ官民一体となった知財保護活動に取り組む。海外においては、機構の現地事務所を中核に進出日系企業を組織化した知的財産問題研究グループ (IPG) 活動を引き続き積極的に展開する。(v) IIPPF と現地 IPG との連携を強化し、日本企業の意見を当該国の法律・条令等の改正に盛り込めるよう相手国政府への働きかけを強める。(vi) 法執行能力の向上を目的とした協力事業を権利者、現地 IPG と連携して展開する。

(ロ)海外市場における知財対策が不十分な中小企業等を支援するため、平成 19 年度にスタートした国内 IPG を引き続き開催し、その活動を強化する。

(ハ)中小企業の海外における知財権利化から権利保護のための対策まで一貫したサービスを提供するとともに、中小企業が海外で権利を有する知的財産の侵害実態調査事業 (助成事業) の利用拡大を図る。

(ニ)全米商工会議所、ビジネスヨーロッパなどをパートナーとした日米欧民間団体の連携に引き続き取り組み、中国対策等におけるベストプラクティス情報の共有、要請事項

の調和等による成果向上に取り組む。

こうした活動により、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善、我が国企業の海外における知的財産権の保護等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、在外企業支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔3〕国際的企業連携支援

(1) 基本方針

資源・エネルギーの安定供給や地球環境問題対策、さらに地域経済を取り巻く厳しい国内情勢等の内外の課題に対応し、我が国経済および産業が持続的成長を達成していくためには、次世代を担う新産業の創出・強化を進め、高い国際競争力を有した経済産業構造を構築することが不可欠である。こうした新しい産業分野での国際競争は高度で複雑だけでなく展開のスピードも求められ、企業単位の活動では対応に限界があるため、国境を越えた産・学・官・地域等との連携を強化し、活動を加速化させることが必須となっている。また、新興国を中心にインフラ需要が今後大幅に増加することが見込まれる中、単品のモノや部品を販売するだけでなく、オペレーションまで含めた我が国の「システム」を売り込み、継続的に収益の上がるビジネスモデルを構築していくことが重要課題となっている。こうした我が国産業の成長戦略に関する支援を進める際の方向性としては、以下の4つの軸を見据えた対応を考えることが必要である。

第一に、環境・エネルギー分野への対応である。持続可能な経済成長を達成するためには、地球環境問題にみられるような環境・エネルギー制約の打破が必要である。そのためには、日本の優れた環境技術、省エネ機器等の国際展開を念頭におき、アジアの各国、エネルギー効率改善の余地が大きい欧米諸国等の展示会・商談会を活用したアライアンス形成の支援を積極的に展開することが必要である。

第二に、イノベーションの推進支援である。新たな経済産業構造の構築、経済成長の新たな推進力確保のためにイノベーションが不可欠な事はいまでもなく、特に、波及効果の大きいバイオ、IT等のハイテク分野を中心とする中小・ベンチャー企業の活動がその鍵を握っている。イノベーションを加速するためには国際的アライアンスが不可欠であり、商談会でのマッチング支援、海外市場への展開支援等の形で中小・ベンチャー企業を支援し、将来の新産業育成に繋げることが極めて重要である。

第三に、地域の国際展開支援である。地域の産業集積・クラスターにおける企業、研究機関、大学間の連携を一層推進し、海外市場を視野に入れたビジネスを展開することの重要性が益々高まっている。すなわち、国内の地域と海外の産業集積・クラスターの直接交流を通して国際企業連携を促進し、地域の活性化に繋げるという視点である。

第四に、インフラ・プラントビジネスの海外展開支援である。新興国を含む海外においては、「交通（高速鉄道、都市鉄道、空港、港湾）」、「IT（地デジ、ETC）」、「宇宙」、「水」等の新たな分野においてインフラ・プラントの需要が高まりつつある。また、海外展開の方法が従来の施設・設備の「売り切り」のタイプに加え、今後は、事業権の取得等

によりシステム全体としての進出を進めることが重要となってきたとともに、官民パートナーシップ（PPP）案件の一層の形成・参入拡大も課題となっている。他方、従来の欧米諸国のみならず、中国、インドといった途上国も、世界市場の獲得に向けたインフラ・プラントの売り込みを図っており、我が国企業を巡る競争環境は厳しさを増している。

こうした中、民間では十分なリスクを負いきれない分野等に関し、公的機関が官民一体で我が国企業の海外展開を支援することが重要課題となっている。機構は国内外にネットワークを有しており、現地の官民のビジネス関係者とネットワークを築いている。また「デリー・ムンバイ産業大動脈（DMIC）」のようなインフラ関連の取組へも参画している。相手国政府・国営企業等との関係においては、日本の公的機関として事業を展開することが可能であるところであり、インフラ・プラントビジネスの海外展開に向けた我が国企業への支援を強化していくことが必要である。

これら 4 点については、それぞれが独立したものではなく、相互に関係が深い。政府の関係施策も踏まえつつ、関連する政府・業界等からの委託事業をも活用しながら、機構内各部、関係他機関とも連携し、機構が持つ国内外ネットワークをフルに活用しながら実施する。

（２） 活動方針

上記 4 点を基本的な軸とした上で、大きく以下の 7 分野のプログラムを考える。具体的な手段としては、各地域での主要展示会等への出展・商談会等を通じ、最終的なアウトカムである具体的な企業連携案件および新規事業の創出を念頭におき事業展開を行う。事業の実施に当たっては、政策の方向性、産業界等のニーズを踏まえ、機構に期待される役割、事業の具体的な効果を考慮しながら、当該分野における関係省庁・業界団体、関係機関等との連携のもと事業を推進するとともに、機構が将来取り組むべき新たな産業分野や事業活動の萌芽の育成を積極的に図る。

なお、個々のプログラムの実施に際しては、その効率的な実施を図るとともに、事業間の連携を常に考慮しプログラム間の相乗効果があがるよう工夫する。

① 環境・エネルギー関連プログラム

世界経済の持続可能な成長を目指す上で、環境・エネルギー問題は大きな制約条件である一方、各国でエネルギー利用効率の向上、環境対策が不可欠であることを考えれば、日本の優れた環境技術、エネルギー効率の高い機器、新エネルギー技術・機器等に大きなビジネス機会が巡って来ていると捉えることも可能である。他方、米国でのオバマ新政権発足以降、環境・エネルギー分野への関心は世界的に高まっており、米国・中国企業をはじめ同分野への参入企業も増え、競争が激しくなっていることから、急ぎ国際市場への展開を図ることが重要となっている。そのため、機構がその海外ネットワークを活用し、展示会等の場を活用した商談会、セミナー開催等を通じた国際展開支援を実施する。例えば、欧米での省エネ・新エネ関連展示会の活用、中国各地を含むアジア、中南米で開催される環境・エネルギー分野の産業展示会での展開等が対象事業となる。

② イノベーション支援プログラム

地域経済活性化のエンジンはイノベーションであり、地域においてイノベーションを推進し新規産業創出の担い手となっているのは中小・ベンチャー企業である。そうした我が国の中小・ベンチャー企業を支援するために、海外への市場展開や海外企業との技術提携・業務提携を形成するためのノウハウ普及及び啓発を目的としたセミナー等を実施するとともに、欧米のインキュベーション施設を活用し、海外の中小・ベンチャー関係者・機関のネットワークへのアクセス支援等の国際展開活動支援を実施する。実施に当たっては、企業ニーズを十分に勘案し、効果的・効率的に事業を推進する。

③ 国際アライアンス形成支援プログラム

バイオテクノロジー、IT、ナノテクノロジー、ロボット関連技術等我が国の将来を支える戦略産業分野において、海外企業との交流促進、双方向での貿易振興、投資交流等を喚起するための国際間産業交流や企業アライアンスの形成支援を、様々な展示会での商談会、セミナー・シンポジウム等の開催等を通じて行う。個々の事業の実施に当たっては、政策ニーズ、産業ニーズ、消費者ニーズ等を踏まえつつ、機構に期待される役割、事業の具体的効果を考慮して事業を推進する。

④ 地域間交流支援プログラム

我が国には、卓越した専門性や技術を有しながらも、未だ連携パートナーや販売先が国内に限定されているため、国際市場への展開が出来ていない中小企業群が各地域に存在する。地域活性化という観点からは、中小企業の集積地が、例えば当該地域の研究機関や大学、中核企業等とも連携して地域発のイノベーションの実現に取り組むとともに、国際市場への展開を視野に入れることの必要性・重要性が一段と高まっている。機構は、その海外情報・ネットワークを活用し、これら中小企業の集積地が海外の集積地との間で産業交流（ツール例：専門家による現地調査、ミッション派遣、有力企業招聘等）を行い、企業間の国際連携促進や新たな製品・サービスの開発等の新産業創出を目指す取組への支援を行う。こうした支援を通じて、地域が直接海外のパートナーや国際市場を意識し、新たなマーケットの開拓、国際的な連携関係の構築を進め、ひいては地域発イノベーションの推進、地域経済の活性化にも貢献することを目指す。

平成 22 年度の RIT 事業では、平成 21 年度に実施している 20 案件の活動実績・成果を検証したうえで、案件の継続支援、新規案件の採択を行う。

⑤ インフラ・プラントビジネス海外展開支援プログラム

個別支援の実施に当たっては、機構の特色が生かせる最適なスキームを選定していくこととする。具体的には海外セミナー、有力者招聘、ミッション派遣、情報収集、現地コーディネート等のスキームを、各プロジェクトの最も有効なタイミングに応じて実施する。また必要な海外事務所、センターには、インフラ・プラントアドバイザ

ーを設置し、情報収集、現地コーディネート、本部への報告等の作業を行うこととする。

また、我が国政府が推進する DMIC に関連し、インド政府・産業界と我が国企業との対話の場を設定する等の対応を行う。

⑥ 二国間産業協力促進プログラム

基本方針に沿った事業のうち、特に二国間協力に相応しい事業について、プログラムとして推進する。

(イ) 日本サウジアラビア産業協力フレームワーク事業

平成 19 年 4 月の日サ首脳会談での合意に基づき開始されたサウジアラビアとの産業協力フレームワークについては、日本からの投資拡大のみならず、サウジアラビア側の中小企業育成の政策立案支援、人材育成支援について官民一体の取組が始まっている。機構としては、関係機関との連携のもと、調査、セミナー開催を通じて適切な情報提供を行うほか、必要があればミッション派遣、展示会開催等を適切に行う。

(ロ) 日中省エネ・環境ビジネスネットワーク事業

平成 19 年末の日中両国首脳の合意を受けて平成 20 年 4 月から開始した「日中省エネ・環境ビジネスネットワーク事業に関しては、中国事務所に開設された「日中省エネ・環境協力相談窓口」や中国各地の展示会等も活用して引き続き中国企業向けの相談対応を行う。国内外に配置するアドバイザーを介して商談マッチングを進め、最終的に日中間での環境機器、省エネ機器の具体的なビジネスに結び付けることを目指す。

⑦ 活動基盤整備プログラム

今後の日本経済の成長に不可欠な新産業創出・強化に向けて、上記①～⑥のような活動を行い、効果的な産業交流・企業アライアンスの場を提供するためには、国際情勢、政策ターゲット、産業界のニーズ把握等を踏まえて事業立案・運用を行うことが必須条件。

そのため、以下のような基盤活動プログラムを行うことで、様々なニーズに十分に対応したプログラム策定やその具体的執行に結び付けることとする。

- (i) 研究会、セミナーの運営等を通じた産業界・企業ニーズ、政策ニーズの把握。
- (ii) 産総研や NEDO 等関連機関との連携を通じた技術・政策情報の収集・発信。
- (iii) 政府や産業界等からの委託調査等も活用した、主要国の最新の産業技術政策、技術開発動向、国際標準動向等に関する情報の収集・発信。
- (iv) 「科学技術国際フォーラム」の開催支援および科学技術セミナーの開催等を通じた科学技術・産業技術分野等における人的ネットワークの更なる拡大。

こうした活動により、2010 年度 1 年間で 12,900 件以上の商談を提供するとともに、次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンスの形成、地域産業

の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現を図る。さらに、国際的企業連携支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

2. 対日投資拡大

(1) 基本方針

- ① 国内産業の補完、新ビジネスモデルや新技術の導入、国民生活の質の向上等の面で外国企業の誘致が地域経済の活性化等わが国経済の発展において果たす役割は大きい。機構はこれまで、「対日投資促進プログラム」(平成15年3月策定)、「対日投資加速プログラム」(平成18年6月策定、平成20年12月改定)等に基づき、「企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスにつなぐための支援」、すなわち外国企業誘致のワンストップサービス機能を果たしてきた。
- ② この機能は諸外国においても公的機関が担っている。この機能を果たすためには、機構のように内外ネットワークが構築されていることが不可欠である。地方自治体からはこうした機構の内外ネットワークを活用した外国企業の誘致の発掘・支援活動に期待が寄せられており、平成22年度もワンストップサービス機能の中核とした外国企業の誘致に取り組むこととする。
- ③ 一般的に、モノ、技術、ヒトの面での国際ビジネスの到達点として投資という形態がとられる。このため、発掘活動においてはこうした投資前のビジネスアライアンス活動の支援を効果的に実施する。
- ④ 「新成長戦略」(平成21年12月30日閣議決定)を踏まえつつ、地域経済の活性化、わが国産業の発展、国民の質の向上をもたらす案件、言い換えれば地方自治体、わが国企業、消費者にメリットをもたらす案件を重点的に発掘・支援する。
- ⑤ 地域経済の活性化の面では二次投資支援に加えて、わが国において調達拡大を予定している既進出外資企業とわが国企業・自治体等とのマッチングを行い、国内においてもわが国中小企業の外国企業に対する販路拡大を支援する。
- ⑥ 北米、欧州、アジア地域を引き続き発掘・支援活動の重点地域とする。加えて、海外からの先端技術関連分野のリスクマネーの呼び込みの観点から、中東地域をターゲットとして対日投資の可能性を探っていく。
- ⑦ 上記の活動を通じ、外国企業誘致の発掘・支援件数については第2期中期期間の年平均1,200件の達成を目指す。

(2) 活動方針

- ① 国内外における投資案件発掘・支援活動の強化

国内外ネットワークを活用し、雇用維持・拡大効果、地域経済の活性化、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果が高い投資案件の発掘活動に努める。既存案件に対しても、複数年度にまたがり継続的な情報提供を実施し、継続的にきめ細かく支援する。諸外国のファンド、ベンチャーキャピタル等の金融資本がわが国経済や企業にメリットをもたらす案件についても発掘・支援の対象とする。

諸外国企業の対日ビジネスについての情報収集を行い経済波及効果の高い案件の発掘に努める。こうした案件については、人員、予算を集中的に投下していく。更に、投資誘致機能強化の観点から、本部及び国内外事務所間で支援ノウハウを共有・活用し、特に国内においては民間企業出身専門家も活用した企業誘致への取組強化を図る。

海外での投資案件発掘・立上げ支援活動をより効果的に支援するべく、対日投資関心企業に対する情報提供等のビジネスデベロップメント活動を効果的に行う。

② 地域への外国企業誘致支援

地域経済の活性化がわが国経済の最も重要な課題との認識の下、機構は国内地域への外資誘致を図るべく、大阪本部及び貿易情報センターと連携して自治体等の企業誘致活動を全面的にサポートする。

また、自治体の要望に基づく支援はもとより、案件の紹介や誘致活動への提言など機構から地域への働きかけを強化する。自治体からの受託事業（海外でのトップセールス、セミナー開催）などを通じて地域の情報を外国企業に向けて発信していく。

③ 既進出企業の二次投資・マッチング支援

外国企業の誘致が地域経済に波及効果をもたらすために、第二期中期計画より新たに取り組み始めた既進出外資系企業の二次投資支援を継続して実施する。加えて、わが国における調達拡大を予定している既進出外資企業とわが国企業・自治体等とのマッチングを行う。

④ M&A 案件等への取組

M&A 案件については、中小企業を含めた国内企業の事業の継続、再生、業種改善および従業員の雇用確保、海外展開などに資する案件を対象に取り組む。また、国内外ファンドとの関係を構築して、ファンドを通じた国際ビジネスアライアンスを支援する。

⑤ 国内外に向けた広報活動

わが国の経済・通商関係上、二国間関係等において投資交流の優先度が高い政策課題に位置づけられている場合には、国内外において対日投資シンポジウムを開催する。また、ウェブサイトやセミナー等を通じて外国企業の進出事例や対日投資がもたらした効果等の情報提供を行う。これらを通じて、海外企業の対日投資の関心を高めるとともに、外国企業誘致がもたらす経済効果への理解を深める。

⑥ 受託事業への対応

機構の対日投資事業を補完し、相乗効果が期待できる受託事業については内容を精

査しながら受託していく。また、支援企業や自治体など受益者が特定できる業務については、受益者負担を求めていく。

⑦ 施設の効果的な活用

利用する企業の利便性を向上することや他の対日投資事業との連携を更に深めることにより、効果的な施設運営を行う。

⑧ 市場化テスト

平成20年度の市場化テストの結果を踏まえ、民間事業者の創意工夫を活用して、対日投資担当者誘致スクール事業を実施する。

⑨ ナショナルスタッフの育成

海外ネットワークの見直しに対応し、ナショナルスタッフの育成を通じて、海外事務所の発掘・支援機能の維持を図る。

外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

3. 開発途上国との貿易取引拡大

(1) 基本方針

- ① 機構は、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場につなげることを目的に事業を実施する。事業の実施に際しては相手国の自助努力を踏まえつつ、対象となる開発途上国の産業レベルや日本企業の集積度、日本経済や日本政府のニーズを総合的に分析し、開発途上国と日本経済、日本企業双方にメリットのある事業を編成する。
具体的には、開発途上国の自律的かつ持続的な経済成長実現のため、(イ) 輸出産業育成、(ロ) 中小企業育成、(ハ) 裾野産業育成支援など社会基盤となる産業育成を支援する。
- ② 日本と東アジア等との経済連携の促進を図るため、日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業及び開発途上国の経済産業分野の制度整備・運用、産業人材育成支援並びに裾野産業育成支援などを実施する。
- ③ TICADIVフォローアップおよび一村一品イニシアティブの更なる発展を目指し、「一村一品」型後発途上国等市場拡大支援事業を実施する。
- ④ 環境・省エネルギー問題に取り組み、日本の優れた省エネ技術、ノウハウ、制度の普及を念頭におき、現地における制度整備支援を図る。
- ⑤ 日本企業及び現地進出日系企業ニーズを把握し、ODA タスクフォース、経済産業技術協

力会議などの機会を通じて開発途上国支援機関との情報共有を図るとともに、個別事業実施に際して JICA 等との連携による相乗効果を図る。

(2) 活動方針

- ① 上記基本方針に則り、平成 22 年度の事業を展開し、各プログラムにおける成果・課題をとりまとめる。
- ② アジア地域においては、経済連携協定（EPA）交渉で日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業の実施機関としての役割を果たすと同時に、経済連携促進のための制度整備・運用支援等に資する事業を多面的に展開する。また、有望輸出産業、裾野産業育成に関する支援事業を実施し、特に後発開発途上国における輸出産品育成に取り組むほか、サービストレード支援、物流分野での人材育成支援など先進アセアン諸国の産業高度化、アセアン経済統合に資する事業に取り組む。
- ③ また、アフリカ地域に対しては平成 20 年 5 月、横浜で開催された第 4 回アフリカ開発会議（TICADIV）において採択された「横浜宣言」、同宣言に沿った「行動計画」で明記された貿易・投資拡大分野での機構の役割を果たすべく、資源国も含めたアフリカ諸国等に対し、日本企業の視点による製品発掘・改良・マーケティング支援など包括的な支援を継続し、具体的成功事例の実現を目指す。
- ④ 環境・エネルギーについては日本の優れた技術、ノウハウ、制度の普及を念頭におき、アジア、中南米での支援事業に取り組む。

【地域別重点事業方針】

<アジア地域>

EPA が発効、あるいは合意に達しているタイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ブルネイに対し、当該国企業、日本企業双方向でビジネスチャンスが創出されるよう政府間で合意した貿易・投資拡大に協力する事業を実施し、引き続き途上国との Win-Win の関係構築を目指す。裾野産業育成に関する支援事業を継続するほか、カンボジア、ラオス、ミャンマーなどの後発開発途上国を中心に、日本の民間企業との連携を図りつつ、輸出産品育成に取り組む。また、アセアン統合、日本企業の東アジア地域大での活動に対応する物流円滑化支援では現地人材の育成を重点的に取り組む。サービストレードについてもアジア諸国と日本の経済連携に向けたビジネス支援分野として、タイなどアセアン先進国での実施を継続する。事業実施に際しては、アセアン域内統合の進展を踏まえ、各国関係機関に加えて、ERIA やアセアン事務局など国際機関との連携を図る。

環境・省エネルギーについては、政策対話に基づき、支援事業に取り組む。

<アフリカ地域>

アフリカ企業の日本市場におけるビジネス開始・拡大を目指し、①提案公募型開発輸入実証事業、②専門家によるアフリカ産品のコンサルテーション、③専門家派遣による

品質管理・マーケティング指導、④研修員受入れ、⑤日本での専門見本市等への出展支援と④、⑤を組み合わせたマッチング・サポート、を他機関との連携を強化しつつ、一連のサイクルで事業展開する。また、本事業を通じて日本側ニーズから抽出した課題を当該国政府・関係機関等に対し提言し、インフラ・制度整備の改善を促す。また、国内地方で開催される展示会等の場で、広くアフリカ製品の紹介を行うことにより、日本の消費者に対するアフリカ等開発途上国製品の啓蒙・普及を行う。

<中南米地域>

日本との経済連携が深化しているメキシコ、EPAが発効したチリ、JICAによる一村一品運動支援との連携が開始されたペルー、コロンビアを重点国として、貿易・投資拡大に資する協力事業への取組を行う。また、重点国以外の地域では日本の民間企業のニーズも踏まえた新たな有望輸出製品の発掘・現地産業育成に努める。

環境・省エネルギーについては日本の優れた省エネ技術、ノウハウ、制度の普及を念頭におき、省エネ診断事業等を通じた現地における制度整備支援を図る。

<中東・北アフリカ地域>

中東の産業育成のモデルケースとして、エジプト輸出振興センター（EEPC）の輸出振興プログラム支援事業を継続して実施する。

イランについても、我が国エネルギー政策上の重要国でもあることから、産業育成支援事業を継続して実施する。

こうした活動により、国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機動的に実施し、商談目的の事業については2010年度1年間で1,600件以上の商談を提供するとともに、開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。合わせて、支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。

4. 調査・研究等

〔1〕調査

【調査】

（1）基本方針

- ① 調査では、第二期中期計画に基づき、海外・国内事務所のネットワークを通じて、地域あるいは世界情勢の変化に対応して迅速かつ機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査する。

特に、情報ニーズがありながら従来手薄になっていた産業調査については、体制整備も含めて注力していく。こうした情報収集・分析を通じて、国の政策遂行に寄与し、その政策遂行のベースとなる我が国企業の国際事業展開に貢献することに重点を置く。

- ② 調査の実施においては、少子高齢化で国内市場が縮小するなかで海外展開を迫られる

中小企業の支援、また、景気後退の影響を大きく受ける中小企業支援を重点とし、中小企業が必要とするデータ整備も行う。

- ③ 我が国企業の事業活動や経営判断に直接役立つ調査を重点として実施する。
- ④ 各部との連携を強化し、機構事業の遂行に資する調査を行なう。
- ⑤ 機構独自の視点で分析された情報収集・分析の質の高い経済インテリジェンス情報を戦略立案・実行する政策決定者、企業経営者等に対して的確かつ迅速に提供する。
- ⑥ 我が国政府・産業界や相手国政府等に対して経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言等を行う。
- ⑦ 通商政策や経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに調査成果を提供することとし、あわせて、国の政策に必要な情報提供に協力する。
- ⑧ FTA、EPA 等によって形成される広域経済圏や WTO の推進など我が国の通商政策及び環境・省エネなどのビジネス促進に寄与する調査を重点として実施する。
- ⑨ 調査結果は、定期刊行物等を通じて普及させ、政府機関としての中立性と信頼性、広範な海外ネットワークなどシンクタンク、マスコミ等民間の海外情報提供機関にはない特徴を生かすとともに、取材・情報収集に協力し、これら民間情報提供機関との相互補完性を高める。
- ⑩ 調査成果は、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定者、大企業・中小企業関係者、有識者など各層のニーズ・特性に応じて成果普及を図る。
- ⑪ 海外情報の収集・分析に不可欠な基盤はヒト(人材)であり、高度な情報分析能力、専門的なビジネス知識を持った調査担当職員の人材育成(専門家育成)を目指す。

(2) 活動方針

- ① 産業情報の充実など情報ニーズに応えるための体制整備を行う。具体的にはサービス産業調査、マーケット調査を行なうセクションを新設し、サービス産業等のマーケット情報の充実を図る。
- ② 急速に拡大する各国の環境ビジネス市場について、伝統的な環境分野に加え、再生可能エネルギー分野、低炭素関連分野における各国の制度や取組、市場動向等を調査し、日本企業のビジネスチャンスを展望する。世界の環境ビジネス市場における日本企業にとっての有望な市場・分野について、企業の事業活動や販売戦略等の経営判断に直

接役立つ調査を実施する。

- ③ アジアを中心とする新興国の消費市場において、今後急速な拡大が見込まれる中間所得層向けの市場を中心に、日本のサービス業・製造業の事業展開に資する調査を行なう。
- ④ 環境ビジネス、消費市場調査においては、(イ) ビジネスリスク、(ロ) ビジネスチャンス、(ハ) ビジネスモデル(競合国・企業調査)、(ニ) 経済連携、(ホ) 政府の役割(特に環境ビジネス)について重点的に情報収集・分析を行う。
- ⑤ 我が国流通・小売・サービス業の国際展開を支援するため、世界複数都市において、流通・小売・サービス業に関するマーケット情報(消費・販売動向、現地での日系流通・小売・サービス業の動向等)等を調査する。
- ⑥ 日本企業の活動活性化と途上国の貧困削減等の課題解決をともに満たす Win-Win 関係のビジネスモデルとなり得る「社会課題解決型ビジネス(BOP ビジネス)」について、アジア経済研究所に蓄積された知見を最大限に活用して調査を行う。調査結果は広く産業界に提供し、日本企業の同ビジネスへの参入を促す。
- ⑦ 平成 22 年に我が国が APEC を主催することを踏まえつつ、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化の取組を総括するため、域内の諸課題等について調査し、その結果を政策提言とする。
- ⑧ 東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)支援等、アジア経済統合の推進に資する調査を行う。
- ⑨ 日本と湾岸等中東諸国との産業協力強化の機運や平成 20 年 5 月の第 4 回アフリカ開発会議(TICAD-IV)の行動計画を踏まえ、日本と中東・アフリカ貿易・投資促進に資する一層の情報収集・提供の強化を目指す。
- ⑩ 我が国企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「投資コスト比較調査」、「進出日系企業実態調査」、「海外事業活動調査」を実施する。実施にあたっては、情報の精度、付加価値を向上させ、機構オリジナルデータとしての評価を一層高める。これら調査で判明した我が国企業が直面する事業環境上の課題について、当該外国政府に改善を提言する。
- ⑪ FTA、EPA 等の早期締結に向けた我が国政府の取組強化に寄与するため、世界の FTA、EPA 動向を踏まえつつ、大市場国、新興国・資源国との EPA、FTA、BIT(二国間投資協定)の締結の可能性について調査を行う。特に、広域経済連携となる「東アジア包括経済連携(CEPEA)」構想、EU・米国等の大市場国及び投資先国、新興国・資源国(特

に中東、豪)との経済連携を推進するため、政策官庁等や産業界と連携して、各国の各国への市場アクセスだけでなく、投資の保護と促進、資源の安定供給、ビジネス環境整備、産業協力等の観点から調査する。

- ⑫ 各種の調査成果を活用して、世界の貿易・投資に関する UNCTAD との共同研究を引き続き実施する。また、一部の調査成果を英文化し、貿易投資促進活動に対する知的貢献を行う。
- ⑬ 経済産業省等政府関係機関、業界団体等からの受託調査については、機構の専門性や海外ネットワーク等の強みが活用できるか、サポート体制（人員、コスト）、優先度を勘案し、機構全体の方針に沿って応札を検討する。
- ⑭ 世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報を的確、迅速に収集してデータベース（「国・地域別情報（J-FILE）」）として取りまとめ、ホームページを通じて広く公開する。また、国・地域別の貿易投資動向等も新たに掲載することでよりビジネスに役立つデータベースにしていく。アクセス件数（ページビュー）は年間 1,000 万件以上(*)とする。(*)「基礎データ・制度情報・統計」、「調査レポート」、「投資コスト」、「貿易投資相談 Q&A」の合計。
- ⑮ 「通商弘報」（日刊）、「ジェトロセンサー」（月刊）、「アグロトレード・ハンドブック」（年刊）の定期刊行物やセミナーを通じた情報提供をさらに充実させる。これらの定期刊行物の購読者やセミナー出席者に対して「役立ち度」に関するアンケートを実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とする。
- ⑯ 顧客が求める情報（ニーズ）に応じた情報収集・分析を行うため、国・地域別情報や通商弘報のログ分析、セミナーのCS調査、TIC（貿易投資相談案件DB）、日々の問合せ、機構利用者のアンケート結果等によって、我が国企業の情報ニーズを把握し、それを情報収集・分析に反映させる。
- ⑰ 情報収集・分析の具体的成果事例（アウトカム）として、（イ）わが国政府の政策実施に貢献した事例、（ロ）わが国企業がビジネスに結びつけた事例、（ハ）情報収集・分析結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、（ニ）マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例を収集する。

【情報提供】

- (1) 情報収集・分析と情報提供の一体化の観点から、調査結果を講演会・セミナーを通じて成果普及する。
- (2) 重要な情報収集・分析結果については、記者発表、資料配布等を通じて、メディアを通じた情報提供を行う。
- (3) 業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、

機構の情報収集・分析結果の重要な情報提供手法として捉え、原則として業務の一環として対応する。

- (4) ミッション派遣、大型展示会開催などの機構の重要事業実施にあたっては、関連する国・地域の貿易・投資・産業情報を取りまとめ、参加企業に情報提供し事業成果に貢献するとともに、通商弘報、セミナー、シンポジウムなどを通じて幅広く普及する。
- (5) 出版物：定期刊行物として、「通商弘報」（ウェブ＋メール）、「ジェトロセンサー」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」を制作・販売する。特定テーマの情報収集・分析結果は単行書（有料出版）を通じた普及を目標とする。単行書作成にあたっては採算性を重視し、オンデマンド出版も活用する。
- (6) メールマガジン：「American New Policy」（米国）、「ユーロトレンド」、「ロシア・CIS 情報」、「カルタ・デ・ジェトロ」（中南米）、「中東アフリカ・メールニュース」、「ジェトロ・チャイナモニター」を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供する。これらメールマガジンを通じた我が国企業とのネットワーク構築を図る。また「ワールド・インフォトレイン」を作成して通商弘報や出版物の販売促進を図り、「ジェトロ・ウェブサイト「国・地域別情報（J-FILE）」メールマガジン」で J-FILE の利用を促進する。
- (7) ウェブサイト：月間 200 万人前後のサイト訪問者数があり、機構としては映像メディアと並び、お客様が利用される重要なメディアと位置づける。上記のメルマガやテレビ放送、出版等との効果的な連携を図り、情報提供力を強化する。特に国・地域別ページを効果的に活用し、特定の国や地域に関心を寄せる顧客を確実に囲い込む。
- (8) データベース：「国・地域別情報（J-FILE）」（「貿易投資相談 Q&A」を含む）、「J-messe」等を効率的に運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図る。なお、J-messe は平成 20 年度に民間競争入札を実施しており、平成 22 年度は業務委託先と共同して運営を行っていく。
- (9) 映像媒体「世界は今」：機構の諸活動を通じて収集・分析した情報に基づき、国際ビジネス情報番組（15 分/週）を制作し、TV およびインターネットを通じて毎週放映する。番組情報を通じて、機構の潜在的顧客拡大を目指す。

機構本部の実施する調査・研究結果は、定期刊行物等を通じて普及させ、民間分野の調査での活用を促し、同調査との連携、相互補完を図る。定期刊行物の購読者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

〔2〕研究

【開発途上国研究】

(1) 基本方針

アジア経済研究所の基本方針は、開発途上国に関する国のシンクタンクとして政策の基盤となる研究を実施することである。(注)

同時に、世界最先端の理論研究を押さえながらも、引き続き現地に軸足をおき、研究者の集積を活かした世界水準の研究を実施し、政策担当者に理論と実証に裏付けされた議論を提供する。具体的には、経済地理シミュレーションモデル（GSM）を用いてインフラの国際的な産業立地の効果を分析し、その成果をERIAを通じて経済大臣会合や首脳会議に報告することを、また、アジア国際産業連関表事業で貿易統計の国別付加価値（value-added content of international trade flows）を世界貿易機関（WTO）と共同で推計し、それに基づいた分析を行うことなどを想定している。

平成22年度は、本部、関係省庁等と連携を図りながら、政策ニーズが強いERIA支援研究、アジア等研究ネットワーク構築支援事業、日中韓FTA共同研究、日中連携研究、対アフリカ投資誘致型実証事業等に取り組み、政府・産業界・学界等の各層ニーズに幅広く応えていく。

研究成果の発信については、ポリシーブリーフの作成、ウェブによる研究成果の対外発信を強化する。

注）これは、平成19年12月24日閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」に記載された「アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。」（本文抜粋）に沿ったものである。

（2） 活動方針

研究テーマの選定にあたっては、①政策提言研究、②政策提言に資する分析研究については、政府の基本方針を踏まえ、経済産業省との定期ヒアリングを通じ政策ニーズを把握し、研究所主導でテーマを選定する。また、③基礎的・総合的研究については、研究者発案型によりテーマを選定しているが、課題提案の際には政策意義を明記することを義務づけている。また、研究テーマについては、貿易・投資のみならず、社会分野など開発途上国が抱える多様な分野を対象とすることで、開発途上国の全体像を理解するように努める。

① 政策提言研究

政策ニーズの高い次のテーマについて本部等と連携を図り研究に取り組む。

（イ）アジア等研究ネットワーク構築支援事業（新規）

我が国が持続可能な成長を遂げるためにアジア等地域の需要を取り込む必要性から、同地域における政策研究機関の質的向上を図るべく、アジア等で研究事業を展開し、研究ネットワークの構築と政策研究の推進を行い、その成果をアジア等現地の通商政策担当者および政策研究機関等に提供する。例えば、経済地理シミュレーションモデル（GSM）を用いて、インフラの効果分析を実施する。

（ロ）日中韓FTA共同研究

政府要請の政策提言研究として中国国務院発展研究中心（DRC）及び韓国対外経済政策院（KIEP）と貿易の円滑化等について実施した日中韓FTA共同研究を継続し、政府

レベルの日中韓共同研究及び FTA の締結交渉を研究面から支援する。

(ハ) 日中連携研究

平成 21 年 11 月に機構が広東省政府と締結した覚書にもとづき、「広東経済の構造調整と日中経済・ビジネス連携の課題」について広東省政府と共同で調査研究を実施する。

(ニ) 対アフリカ投資誘致型実証事業

日本企業にとって投資・ビジネス拡大の障害となっているアフリカ特有の企業の社会的責任の評価方法について、進出企業及び関係機関と協力しつつ実験経済学の手法を用いて、従業員や周辺コミュニティにおける「開発実験」を行う。これによって、進出企業の操業安定化と投資にまつわる社会的コストの削減を図る。また、アフリカにおける新たなビジネス動向に関する情報を収集してデータベース化し、アフリカ・ビジネスモデルを構築する。

② 政策提言に資する分析研究

< 1. 経常分析研究 >

アジア国際産業連関表の作成、貿易統計データベースの維持、アジア諸国の政治経済動向分析を引き続き実施するとともに、平成 22 年度からは東アジア長期経済成長モデル分析を立ち上げる。

(イ) 2005 年国際産業連関表の作成と利用(Ⅱ)

2005 年アジア国際産業連関表および 2005 年 BRICS 国際産業連関表作成事業の一環として、国際産業連関表作成に際しての技術的な問題点の検討を通じて、推計手法の確立を図る。また、国際産業連関表のノウハウを活かし世界貿易機関 (WTO) と 2 年間の共同研究を開始し、「貿易の国別付加価値」(value-added content of international trade flows)を推計し、分析に基づいた政策提言を行う。平成 22 年度は、IDE-JETRO と WTO 共編「アトラス：東アジアにおける生産ネットワーク、国別付加価値と地域化」を作成する。

(ロ) アジア諸国の動向分析

研究所では、アジア全体の重要テーマ、そして各国別政治・経済・対外関係の動向をその長期的趨勢から分析し、アジア諸国を展望している。その成果となる『アジア動向年報 2011』は、アジア 20 数カ国を網羅的に対象として、その動向の分析と各国別基礎データ、要人・閣僚名簿、重要文書、重要日誌、主要統計を合わせて提供する。世界的にも、こうした年報は皆無であり、その意味で「役に立つ」情報源としての「動向年報」は専門家の間で高い評価を受けており、引き続き研究所の根幹をなす事業として位置づける。

(ハ) 東アジア長期経済成長モデル分析 (新規)

アジアの長期経済発展の行方を、研究所がこれまで培ってきた計量モデルを用いた

手法を中心として考察する。具体的には、消費や住宅、社会資本整備のような国内市場形成要因や人口などの長期的要因を考慮に入れたモデルを新たに開発し、アジアの長期経済発展についての今後の計量分析の基礎的な基盤として、各種分析に活用可能なモデルを構築する。

(二) 貿易指数の作成と応用 (V)

貿易指数・指標の作成および応用のために基礎となる貿易データにおける長期時系列貿易統計データの整備、整合性および可能な限り整合性の補正、貿易指数の作成と評価とその国際比較等を行う。

< 2. 政策課題研究 >

社会的ニーズの高い政策提言に資する重点的に取り組むべき政策課題研究を実施する。

(イ) 東アジアにおける地域統合

東アジアでは、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) の締結が進み、制度と実態の両面で経済統合が急速に進展している。統合に伴う貿易や投資の自由化は、アジア地域全体の経済成長を加速する一方、域内諸国間や国内地域間、外資系・国内企業間の格差を助長することが懸念されている。研究所は、域内の産業・貿易構造の変化や部品調達網の展開、産業集積形成等に注目し、地域統合に伴う諸問題を多角的に分析する。

〔関連する調査研究課題〕

CLMV 諸国における経済統合と産業立地の変化

(ロ) 貧困削減と開発戦略

開発途上国における貧困削減に長期的視野を持って取り組むためには、新しい制度的枠組みと貧困削減という政策目標とを密接に関連づけることが必要である。その上で、これまでの貧困削減の議論から取り落とされがちであった障害者政策がどのような効果をもたらしているかに注目して分析する。

〔関連する調査研究課題〕

南アジアの障害者当事者と障害者政策－障害と開発の観点から

(ハ) インド総合研究

インドは安定した経済成長を遂げてきた一方で、地域格差が拡大し、後発地域では依然として貧困が深刻な問題となっている。格差の拡大やグローバル化がもたらす急速な変化によって、政治問題や社会問題も生じている。平成 22 年度は国際政治において「大国」を目指すインドの展望に焦点を当てて分析する。

〔関連する調査研究課題〕

現代インドの国際関係：メジャー・パワーへの模索

(二) 中国総合研究

中国自身が抱える問題の実態を分析し、今後の経済発展、政治変動に関する中長期

的展望および内在するリスク評価を行ってきたが、平成 22 年度はこれまで実施した研究成果を集約し、セミナー等の開催により成果を還元する。

＜ 3. 機動・連携研究＞

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応するため、機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。また、本部、大学、外部研究機関や地方自治体等の要望に応じ、双方の知見を生かした共同研究を実施する。

なお、平成 22 年度は、福岡県と「東アジアの経済統合と福岡地域の発展」をテーマとした地方連携研究を発足させる。機動研究の研究課題は随時設定する。

③ 基礎的・総合的研究

上記①②のほか、基礎的・総合的研究は、政策提言研究、政策提言に資する分析研究を支えるものとして「マクロ経済：激動する世界経済と開発途上国の経済政策」「ミクロ経済－新たなあり方を模索する企業と産業」「政治・社会：体制変容と社会の安定」及び「食料・農業・環境：持続可能性を巡る研究の深化」に関する 4 つの優先テーマを設定して実施する。なお、引き続き研究者個人の執筆能力の向上を目的とした個人研究を実施し、内外の著名ジャーナルへの単著論文の投稿等を促す。

(イ)マクロ経済：激動する世界経済と開発途上国の経済政策

健全なマクロ経済運営と市場経済の活力を軸とした経済発展という考え方が、開発途上国における経済政策運営においても主流を占めるようになってきた。こうした中、平成 20 年秋のリーマン・ショック以降、世界の金融・経済の混乱は、開発途上国を取り巻く経済環境を激変させている。このような環境変化は、開発途上国の経済運営にも深刻な影響を与えざるを得ないだろう。しかし、これが従来の経済政策の根本的な見直しを迫るものとなるかどうかは、現時点では不透明である。

本テーマでは、このように激変する経済環境の中で開発途上国における経済政策運営の実態や変遷を明らかにし、その課題を探る。

〔関連する調査研究課題〕

開発途上国における財政運営上のガバナンス問題

世界的景気後退と開発途上国の政策対応

東南アジア移行経済の経済政策と経済成長：ミャンマーとベトナムの比較

研究 等

(ロ)ミクロ経済：新たなあり方を模索する企業と産業

グローバル化の進展による国際的な競争の激化は、開発途上国の企業に大きな影響を与えており、特に平成 20 年秋からの国際金融危機によって深刻な打撃を被っている企業もある。しかし、その中であつても新規需要の開拓や国内外企業とのネットワーク形成、雇用形態の見直しやその他経営能力の向上によって現状を打開しようとする企業も生まれている。

本テーマでは、激しさを増す経済環境の変化の中で新たなあり方を模索する開発途上国企業の行動及び産業組織に関する研究を行う。

〔関連する調査研究課題〕

経済成長下におけるアフリカ企業

中東企業の国際事業展開

中国の産業構造高度化と企業の生産性－電機・電子産業のケース－ 等

(ハ)政治・社会：体制変容と社会の安定

開発途上国では社会不安の深刻化がテロや政府による政治的抑圧といった体制の動揺を引き起こしている例がある。また、逆に権威主義体制、民主主義体制であれ、体制の動揺が社会の安定化を妨げている例がある。

本テーマでは、相互依存が進む国際環境において開発途上国の内部でどのような社会変動が生じ、体制にどのような影響を与えているのか、また、体制の変容が社会にどのようなインパクトを与えているのか、さらに社会的な安定をどのように確保するのかということについて多角的に検討する。

〔関連する調査研究課題〕

ミャンマー軍事政権の行方

アフリカ・中東における紛争と国家形成

キューバ総合研究－ラウル新政権下の政治・経済・社会 等

(ニ)食料・農業・環境：持続的可能性を巡る研究の深化

現在、食料、資源、環境面を含めた持続可能性の研究も深化が求められている。たとえば、グローバル化に伴って、持続可能性の議論も国境を越えた相互関係をも視野に入れる必要性が高まっている。また、コミュニティ、国家、国際的なレベルで、水、入会地や森林などの共有資源などをいかに維持可能な形で管理していくのかという資源管理の視点も重要となっている。

本テーマでは、多様な観点より開発途上国の持続可能性を巡る議論を深める研究を行う。

〔関連する調査研究課題〕

「食料危機」途上国におけるトウモロコシの供給体制

環境政策形成過程の国際比較

経済統合が進むアジアにおけるリサイクル 等

④ 競争的資金（科研費）の獲得

研究所の基礎研究を充実させるための新たな財源として位置づけ、研究者の研究活動を活性化させるとともに、研究所の競争力を高めるため文部科学省科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得を目指す。

⑤ 受託研究等

ERIA 支援研究として、ERIA からの受託研究を実施するほか、政府各機関、民間企業

等からの要請に応じて、研究所の資源を活用し受託研究を実施する。

⑥ 研究交流の促進

(イ) 海外研究員の派遣

研究の質的向上、研究ネットワークの構築・拡大を図るために、国際機関、海外の大学・研究機関に研究者を派遣する。

(ロ) 海外客員研究員等の受け入れ

研究交流・ネットワーク拡大のため海外からの研究員、インターンシップ生等を受け入れる。

(ハ) 海外学会、国際会議への参加

平成 22 年 4 月に米国地理学会において中国・インドの産業過程の比較研究に関する IDE セッションを設け研究成果を発表する等研究者の学会、国際会議への参加等の研究発表を奨励し、世界水準の研究交流と発信を促進する。

(ニ) 研究ネットワークの構築

国内外の主要開発研究機関や有力大学とのネットワーク構築に際しては、選択と集中の観点から最適化を図る。

研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5 点満点の総合評価で平均 3.5 点以上を確保する。

【成果普及】

(1) 基本方針

調査研究の成果普及について、その目的（政策提言、学術水準の維持・向上、途上国理解の促進）、普及対象（政府、ビジネス界、研究者・学生等）に応じて適切かつ効果的な手段で成果普及を行う。政策提言に向けた取組としては、ポリシーブリーフを作成するとともに、政策立案者に対する成果を報告するポリシーフォーラムを開催する。また、本部広報課との連携を図りながら、ウェブ発信、セミナー・シンポジウムの開催、メディアに対する情報活動など対外情報発信を強化する。

(2) 活動方針

① 政策提言に向けた取組

(イ) ポリシーブリーフ

研究成果をベースにその政策的意味合いと必要なエヴィデンスを掲載したポリシーブリーフを作成する。

(ロ) ポリシーフォーラムを通じた政策立案者に対する成果報告

中央省庁をはじめ政策立案者に対する成果報告、意見交換の場を積極的に持つため、ポリシーフォーラムを開催する。

② ウェブサイト等

ウェブを海外向けの重要な情報発信ツールと位置づけ、英文サイトのページ構成や内容の拡充を図る。また、日本語サイトについては、研究所の活動について一般読者にわかりやすく情報提供していくとともに、出版・講演活動との連携効果を高めるようなページ作りを行う。

③ 講演会、セミナー、国際シンポジウム等

成果普及を効果的に行うため、行政、企業、援助機関、研究者、学生、一般市民など、関心各層に応じた各種講演会・セミナーを国内外で実施する。

国際シンポジウムについては研究成果発表の場と位置づけ、全所的な運営をめざす。映像メディアによる成果普及は一般市民に対するインパクトが強く、活字メディアとともに重要な媒体であると考え、引き続きテレビ出演等を通じた研究成果発表・普及の機会を増やしていく。

④ 出版

「世界水準の研究所」にふさわしい出版物の品質の維持・向上のため、引き続きすべての有料出版物は査読を経た上で出版する。国内外の商業出版社から出版するものについても同様とする。

和文、英文機関誌は国内、海外に向けての発展途上国研究のインフラとすべく、厳格な査読システムを維持し、査読雑誌としての知名度をさらに向上させる。また、両雑誌の電子版を海外データベース会社に継続的に提供することにより、さらなる読者の利便性を図る。和文機関誌は内容をより充実させるため、開発途上国研究を回顧する特別企画を連載する一方、英文単行書については海外有力出版社からの刊行を積極的に行う。幅広い読者層への訴求力向上を見据え、雑誌銘柄の見直しを含めて選択と集中を図る。

⑤ 会員制度・研究奨励

(イ) 賛助会員制度

平成 21 年度に開始した法人会員、個人会員向け図書館資料貸出サービスを積極的に PR するとともに、平成 22 年度も引き続き賛助会未加入の大学等への勧誘を行い、会員獲得をめざす。特に、デジタルアーカイブス優先アクセス権を売り材料として強調・宣伝する。また、賛助会員の維持・獲得に向けた地方での講演会を積極的に開催する。さらに、会員数増加のために、賛助会のサービス内容・宣伝方法を再考する。

(ロ) 発展途上国研究奨励賞

日本の発展途上国研究の水準向上と若手研究者の研究奨励を目的に、途上国研究に関する優秀図書、論文を選定、表彰する。また、表彰式にあわせて受賞者による公開講演会を行う。

これらの活動を通じ、調査・研究成果を国民に広く還元するという観点から、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定権者、企業関係者、有識者、学術界など各層のニーズ・特性に応じて成果の普及を図っていく。セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。研究所のウェブサイトへのアクセス件数（ページビュー）は2010年度1年間で600万件以上、論文のダウンロード数を2010年度1年間で130万件以上とする。

【開発専門家の育成】

（１） 基本方針

開発途上国研究に関する最先端の研究成果を活かして、開発スクール（アイデアス：IDE Advanced School）を運営する。特に、大学に比べ、高度なカリキュラムを提供することで、アジアを中心とする途上国の経済・社会開発に寄与する高度な開発専門家を育成する。

（２） 活動方針

① 日本人研修事業

(イ)日本人研修生に対しては、受益者負担の観点から、平成21年9月入学者から国立大学並の受講料に引き上げると同時に、海外留学にかかる経費全額を自己負担化した。

(ロ)最先端の研究成果に基づいたカリキュラムに加え、海外の大学・国際機関等の海外客員教授・専門家による集中講義、外国人研修生との合同授業など国際交流のセンスを養成する。また、座学と実習を組み合わせたカリキュラム、実務分野の講師による授業を取り入れ開発専門家育成のための実践的なプログラムを組む。

(ハ)進学・進路指導を強化すべく、開発関係機関とのネットワークを活用して、奨学金の取得や国際機関・開発関係機関への就職活動等の支援を行う。

(ニ)一般社会人や学生向けに研究所の研究者及びアイデアス修了生等を活用し、研究所での開発問題セミナーに加え、都心での専門講座、模擬講義を行うなど、アイデアス・プログラムの広報を強化する。

② 外国人研修事業

(イ)（財）国際協力推進協会（APIC）など外部機関からの研修生受け入れを促進し、外部資金の導入を強化する。

(ロ)アジアを中心とした開発途上国行政官の外国人研修生に対し、開発途上国の関心が高い日本の中小企業、裾野産業育成、研究開発、産業集積などの経験を教えるとともに、授業に加えフィールド・スタディを充実させるなど効果的なプログラムを実施する。

(ハ)修了生の帰国後の現況調査を反映したデータベースを整備するとともに、各国の開発

行政機関、援助関係機関等とのネットワークを強化する。

これらの活動を通じ、内外の研修生に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

【研究所図書館】

(1) 基本方針

開発途上国研究のためのインフラの役割を果たすため、開発途上国に関する図書資料の収集、整備、提供と、電子媒体による資料・情報の収集、整備、提供を進め、図書資料に関する情報の積極的な発信を行う。また、質の高いサービスの提供に努め、利用度の向上と利用者からの高い満足度の確保を目指す。さらに、平成21年度に実施した官民競争入札の結果に基づき、新体制で業務を円滑に実施する。

(2) 活動方針

- ① 開発途上国の経済、政治、社会に関する資料・情報を収集・整理し、機構内外の利用者に開放・提供する。その一環として、それらの資料・情報についての書誌的な調査研究を行うとともに、海外での資料・情報調査を実施する。また、電子資料の収集と利用者への提供を進める。
- ② 来館者、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高め、所蔵資料に関する情報の効果的な発信を通じ、蔵書の利用度を向上させ、今中期計画終了年度である平成22年度までに年間4万冊の利用冊数を目指す。このため、開発途上国研究のニーズを反映した質の高い図書資料の収集に努め、また、タイムリーな広報と新着アラートサービス（雑誌の最新号到着情報・新着資料情報の配信）を進め、図書館相互貸借制度や本部ビジネスライブラリーに設置したサテライトなどを活用しサービスを展開する。
- ③ 市場化部門との連携を図りつつ図書館の一体的かつ効果的な運営に努め、質の高いサービスを維持し、利用者にとって利用しやすく満足度の高い図書館を目指す。
- ④ 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取組を行う。
 - (イ) アジ研デジタルアーカイブスやアジ研学術研究リポジトリなど、電子図書館機能の拡充を進め、ウェブサイト等を利用した図書館からの情報発信活動を積極的に行う。また、図書館業務ならびに図書館からの情報発信活動の基盤として効率的かつ効果的なシステム構築を検討する。
 - (ロ) 途上国に関する重要な一次資料である統計資料に関しては、統計資料のウェブ版公開など発行形態の変化が進んでいることも考慮しつつ、統計資料の発掘、収集に取り組む。
 - (ハ) 貴重図書を含む一部の図書資料に劣化が見られることから、将来にわたり図書資料を

保存し利用者への提供を確保するために、資料劣化調査や書庫環境調査を踏まえ、図書資料の保存・劣化対策を実施する。

(ニ) 研究所内外で開催される国際会議・セミナーなどの機会を捉え、研究動向も踏まえつつ、その時々で注目される途上国の問題などに関する資料展示会や関連の講演会を開催する。

(ホ) 国立国会図書館、国立情報学研究所、専門図書館協議会等の関係機関・団体と連携し、また、研修やセミナーへの職員の参加を通し職員の地域あるいは分野にかかわる専門性を高めさせ、サービスの向上に努める。

(ヘ) 利用者アンケート、ご意見箱などを通して、顧客の満足度や利用者ニーズの把握に努め、業務改善に資する。

図書館の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔3〕 情報発信

(1) 基本方針

- ① 機構は諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用し、機構の調査や事業を通じて、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。
- ② 我が国の東アジア諸国との FTA の拡大や我が国企業の東アジアにおける国際事業ネットワークの進展などから、東アジア経済圏にいかに関与しているかなど我が国のプレゼンスを情報発信する必要がある。一方、米国は APEC や FTA 交渉などを通じて、EU はパートナーシップ協定や FTA の交渉を通じて、東アジアとの関係を強化しつつある。このような状況において、東アジア経済圏をテーマとした情報発信の対象は、東アジアの政府関係者、産業界、学界にとどまらず、欧米も含むこととする。
- ③ 情報収集・分析（調査）と情報発信・提供を一体的に実施する。我が国企業の海外展開などの情報分析結果を海外の政府関係者、有識者、企業経営者等に情報発信し、人脈形成を図り重要な情報源としても活用する。一方、我が国においては、政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等の各セグメントに応じた情報提供を充実するとともに、情報収集・分析のニーズを把握する。また、「調査」区分における産業調査強化と連携するかたちで、産業情報等ビジネスに直接役立つ情報を発信していく。
- ④ 平成 22 年の APEC は日本が、11 年は米国がそれぞれ議長国となる。グローバル不況か

ら自律的回復に向かう重要な時期の APEC 開催であるため、日本政府、産業界のニーズに合致した情報発信を図る。

- ⑤ 平成 22 年 5 月から開催される上海国際博覧会において、日本各地に根ざしたありのままの日本のライフスタイル・文化や、それを支える日本の高い技術を国際的に発信し、日本への理解を広め、日中の関係強化を図るため日本館を運営する。
- ⑥ 平成24年韓国麗水博覧会開催に向けて、基本計画の策定、展示に関する設計等業務を実施する。

(2) 活動方針

- ① 「東アジア・セミナー」を米国（ワシントン D.C）において引き続き開催し、東アジア経済圏における日本の立場・貢献について定期的に情報発信する。
- ② 日中経済討論会の後継事業として平成 21 年に立ち上げた「日中ビジネスフォーラム in 関西」を引き続き開催し、日中韓のビジネス交流における新たなイベントとして具体的なビジネス機会の創造を目指す。
- ③ 在 ASEAN 日本商工会議所・商工会トップが日系企業の抱える課題や要望を ASEAN 事務局へ伝えるために、スリン ASEAN 事務局長との対話の場を設ける。
- ④ 東アジア諸国からジャーナリスト・有識者を招へいし、我が国有識者との意見交換や企業訪問などを通じ、我が国経済の現状や東アジアにおける経済連携に果たす我が国の役割について理解促進を図る。
- ⑤ 情報収集・分析結果の英文化による情報発信を充実させる。特に、我が国の EPA・FTA 戦略、我が国企業の国際展開など従来の東アジア経済圏に加え、BRICs 及び他の新興国や APEC 諸国等、より広域な地域を対象とする。
- ⑥ 海外事務所においては、政府首脳、政策立案に影響のあるエコノミスト・研究者、マスコミ関係者、ビジネスリーダー等の人的ネットワークを構築・拡充し、機構の活動、日本の立場・貢献・魅力などについての情報発信に努める。また、情報収集・分析結果、事業成果を有効に活用し、セミナーや記者との面談などを通じた情報発信を行う。
- ⑦ 本部において、海外事務所の情報発信テーマ等に関するニーズ把握を行うとともに、情報発信素材等の面での海外事務所への支援に努める。あわせて、在日外国プレスへの取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化する。
- ⑧ 上海センター内に設置した「上海国際博覧会情報センター」を拠点として関連情報を収集し、平成 22 年上海国際博覧会に関心を持つ日本企業等へ提供するなど、官民一体で

の日本の出展を支援する。

- ⑨ 海外で開催される主要な展示会に機構ブースを展開し、我が国の経済、産業、技術、投資環境等をテーマに、実機、パネル、映像媒体等を活用した情報発信を行う。
- ⑩ 産油国との経済交流を拡大し、エネルギーの安定調達を確保する目的で、引き続き受託展示事業に取り組む。
- ⑪ グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合に理事長・副理事長を始めとする役員等が参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。
- ⑫ セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を行い、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔4〕 貿易投資相談

(1) 基本方針

- ① 貿易投資相談とビジネスライブラリー業務を通じ、我が国中小企業等の輸出促進と海外進出を中心に支援する。貿易投資相談が機構の顧客サービスの最前線であることに留意し、高い顧客満足度を目指す。お役立ち事例等の収集に努め、サービスの向上や機構のプレゼンス拡大に資する。
- ② 受益者負担を基本とする各種自主事業を実施する。「会員は機構のサポーターである」との問題意識を持って会員事業の拡大に組織を挙げて取り組み、貿易実務オンライン講座など海外ビジネスを推進する上で必要な人材開発の支援等を行う。

(2) 活動方針

- ① 貿易投資に関する各種制度情報・市場動向・商習慣・統計・関税率等々、ビジネスに直結する情報の収集・整備を図り、企業ニーズに合致した的確な相談に努めることにより、我が国企業の個別ビジネスへの貢献等の具体的なアウトカムの実現を図る。また、平成21年1月に設置された緊急支援デスクについては、デスク自体は終了させるが、トラブル解決の相談や法務問題対応を強化した相談業務は引き続き行う。
- ② 貿易投資相談の質的向上のため、貿易投資相談データベース(TIC)を改修し、より一層の活用を促すとともに、登録案件を各種事業、調査の参考に資する。また、貿易情報センターへの情報提供支援を行うとともに、本部・地方事務所の職員等に対する各種研修を実施する。
- ③ WEBを通じた貿易投資関連情報(貿易投資相談Q&A、規格情報、政府調達情報)の発信は、コンテンツの改訂、拡充を行い、アクセス数の増加を目指す。

- ④ 中国相談デスクでは、制度変更等ビジネスに影響を与える情報収集に一層注力し、対中ビジネスの的確な情報提供・助言を図る。このため国内外事務所関係職員・アドバイザー間の情報共有を進める。インド相談デスクにおいては現地事務所との情報連携を進め、最新情報の提供を図る。
- ⑤ 農商工アドバイザーは、農産品・食品・地場産品の輸出促進のため、配置事務所だけでなく、ブロック内の相談、各種事業にも協力する。
- ⑥ 世界でも有数のWEB上の総合的引合い媒体であるTTPPにおいて、引合い情報に加え国際ビジネスの関連情報を提供する。また、登録案件の信頼性向上に一層留意したデータベースの管理・運営を行い、必要な管理ツールの改修を行う。
- ⑦ 経済連携協定(EPA)の分野では、原産地証明の発給手続き等について面談などによる支援や、ウェブによる特惠関税率情報の提供等を行う。
- ⑧ 地域貿易投資相談支援事業(情報デスク)を環境変化に対応して適切に実施する。
- ⑨ ビジネスライブラリーでは、組織内利用を筆頭に、日本企業のみならず対日投資を行う外国企業等のニーズを反映した、資料および電子情報の収集・提供を行う。一層の広報活動を通じ利用者の拡大を図るとともにレファレンス機能の強化に努める。官民競争入札(市場化テスト)の結果を受けた業務運営を行う。
- ⑩ 会員へのサービスの一層の向上に向けて引き続き制度の改善に取り組む。また個別企業訪問等を通じて会員と機構との接点を一層増加させるよう努める。さらに、会員の個別課題へのソリューション提供に機構の各種事業をフル活用することで機構の存在意義を高め、会員の定着を図る。
- ⑪ 貿易実務オンライン講座については、従来の「基礎編」、「応用編」、「英文契約編」に加え、新たに開講した「国際ビジネス超入門編」について受講を促進する。また、貿易実務等の座学講座を個別企業のニーズに合わせて提供する研修受託サービスについては、顧客満足度の向上に努める。以上により、4,440人以上の受講者数を確保する。
- ⑫ 国際ビジネス具体化支援のための「ビジネスサポートサービス」の普及を図る。内外事務所のリソース調整を前提に、顧客ニーズを把握し、海外ブリーフィング、海外ミニ調査・海外市場調査、ビジネスアポイントメント取得等を実施する。

これらの事業を通じて、①、⑨、⑩では、サービスの利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

以上

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取組を行う。

1. 自己収入拡大への取組

今般の行政改革の主旨を踏まえ、自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、引き続き、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を満たす事業については積極的に受益者負担を求めていく。

また、委託事業について、国庫予算が縮減傾向にある現状に鑑みれば、引き続き、適切な委託事業の獲得は不可欠である。一方、最近の行革情勢や、総人件費5%削減に伴うマンパワーの減少等を踏まえ、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が活用され、かつ機構の事業目標達成に資するものを優先的に獲得していくこととする。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

Ⅴ. 短期借入金の限度額

6,677百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受け入れが最大3ヵ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3ヵ月分を短期借入金の限度額とする。

Ⅵ. 重要な財産の処分等に関する計画

整理合理化計画で決められたH22年度までの職員住宅の集約化について、引き続き進める。

Ⅶ. 剰余金の使途

- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施
- ・ 職員教育の充実

Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

職員の専門性の更なる向上

- ・ 第一期中期計画で再構築した研修制度のうち、基礎研修を入構 1、2 年目の職員に対して実施し、経済基礎、貿易実務、顧客サービス、財務・会計、海外市場開拓、外国企業誘致の基礎知識習得を徹底する。また、語学研修生派遣を通じ、若手職員の特殊語学能力の向上も目指す。さらに職員の研修ニーズを把握した上で、組織で必要とされるスキルの向上に資する研修メニューを拡充する。
- ・ 基礎パス研修を終え、マネジメント職コース、専門職コースを選択した入構 6 年目以降の職員に対し、マネジメントスキル向上、経済分析・経済予測能力向上等を目的として大学院・研究機関等への職員派遣を通じ、業務別の専門家・実務家育成を図る。また、入構約 10 年目までの若手職員について、語学研修生派遣を通じ、特殊語学能力の向上と特定地域・国の知見蓄積を目指す。
- ・ 全職員を対象とした能力開発講座では、経営戦略、マーケティングなどの講座を通じて海外市場開拓支援能力の習得を図るほか、クリティカルシンキング、プレゼンテーション、プロジェクトマネジメントなどによりビジネススキルの習得と定着化を進める。さらに、職員の研修ニーズを把握した上で、組織で必要とされるスキルの向上に資する研修メニューを拡充する。
- ・ 研究職員の要望を踏まえてこれまでの研修内容を見直し、現地語研修の受講回数の上限撤廃や、所属学会費の一部補助など研究活動の深化と専門性向上のための環境整備に取り組む。
- ・ 学問的な知見の蓄積を得るため、理論研修、研究所での有志勉強会および国内大学院博士課程通学支援等を通じて博士号取得を積極的に支援する。

以上

別 添

○予算（平成 22 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	22,845
国庫補助金収入	2,400
受託収入	5,319
うち国からの受託収入	4,896
うちその他からの受託収入	423
業務収入	7,142
その他の収入	90
計	37,796
支出	
業務経費	30,788
受託経費	5,033
一般管理費	1,975
計	37,796

○収支計画（平成 22 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	38,564
經常費用	38,556
業務経費	31,168
受託業務費	5,033
一般管理費	1,911
減価償却費	444
財務費用	8
臨時損失	0
収益の部	38,499
運営費交付金収益	22,635
国庫補助金収入	2,400
国からの受託収入	4,896
その他からの受託収入	423
業務収入	7,142
その他の収入	90
資産見返負債戻入	250
財務収益	663
臨時収益	0
純利益	△ 65
目的積立金取崩額	0
総利益	△ 65

○資金計画（平成 22 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	72,100
業務活動による支出	37,575
業務経費	30,478
受託業務費	5,033
その他の支出	2,064
投資活動による支出	222
財務活動による支出	222
翌年度への繰越金	33,964
	339
資金収入	72,100
業務活動による収入	37,579
運営費交付金による収入	22,845
国庫補助金による収入	2,400
国からの受託収入	4,896
その他からの受託収入	423
業務収入	6,925
その他の収入	90
投資活動による収入	28,730
財務活動による収入	6
前年度よりの繰越金	5,784